

Title	階層構成から見た漁村の変容(上) : 伊勢度会郡田曾浦の中世末から近世の変化
Sub Title	Structural change in a fishery village community during the Edo (江戸) Era : a case study of Taso-Ura, Mie Prefecture (三重県田曾浦) (I)
Author	坂井, 達朗(Sakai, Tatsuro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.4 (1988. 3) ,p.55(567)- 67(579)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880300-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

階層構成から見た漁村の変容（上）

——伊勢度会郡田曾浦の中世末から近世の変化——

坂 井 達 朗

（一）

三重県度会郡と志摩郡の境、熊野灘に向って開いた五ヶ所湾の入口に位置する田曾浦は、今日では遠洋かつお・まぐろ漁業の基地として知られている。しかしそれが今日の盛況をむかえたのは、第二次大戦以後のことであり、かつてのこの浦は、地先の漁場を舞台とした網漁業と採草採貝を中心としてきたものと考えられている⁽¹⁾。

筆者はこの浦の遠洋漁業の発達に興味をもち、その経営をめぐって、人々がとり結ぶ協力・結合関係の在り方や、村落社会としてのこの浦が持っている性格と、遠洋漁業の発達との関連などについて、若干の考察を重ねてきた⁽²⁾。

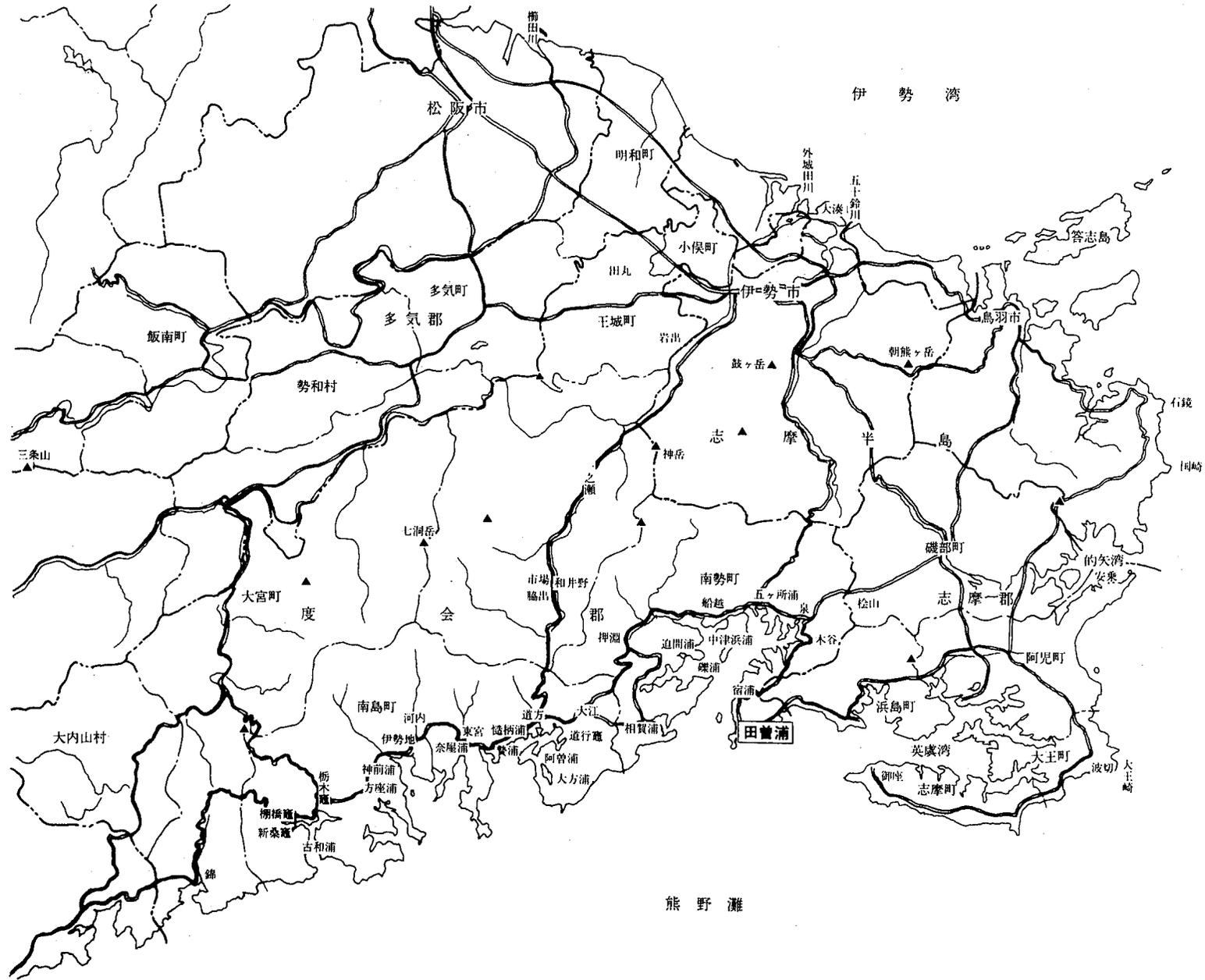
その結果理解されたことの一つは、人々の生活が地先

の総有漁場に依存する度合が極端に低下している今日にあって、村落社会としてのこの浦が保持してきている諸特性は、なお意外な程に強く残存しており、それが高度に発達した資本主義的漁業の背後にあって、時としてその趨勢をも決しかねない大きな働きをすることがあるということであった。

それがわかつてみれば、次に考えるべき問題は、この浦が主として地先漁業に依頼して生きていた時代の状況はどうであったか、ということではなければならない。漁船動力化以前、ことに近世以前のこの浦の社会構造と漁業の関わり方を知ることが重要となる。

漁村一般の通例にもれず、この浦の場合も史料の保存状況は必ずしも良好とは言えない。中世史料については、従来の研究では、わずかに文禄検地帳の写しの断簡

第1図 <田曾浦周辺の地図>



が報告されており、また近世史料も点数は相当の量にのぼるとはいえ、⁽³⁾多くは断片的な残存であるために、これまで分析の対象とならなかった。

しかしながら、従来その残存が知られていなかった中世末期～近世のこの浦の史料が、近年新たに発見され、利用することが出来るようになり、⁽⁴⁾またそれを柱にすることによって、これまで使用方法が考えられなかった断片的な史料の中からも、利用しうるものが出てきた。

本論文はそれらを用いて、中世末期から近世にかけてのこの浦の社会構造とその変化を跡づけることを試みる。既発表の小論が明らかにしたように、この浦での漁業経営上の協力・互助関係のネットワークは基本的に親族関係の上に求められている。そうしてその親族関係の実態は、「親族が双系的に構成され」⁽⁵⁾るとは言えぬまでも、少くとも「単系的な出自への誘因が未然に抑えられ」⁽⁵⁾ているように思われる。さらに「本邦西南部の僻遠地帯の村落」という立地条件と「とくに漁村」⁽⁶⁾であることから考えても、この浦が所謂同族制村落と言うよりも、むしろ年齢階梯制村落の類型に属することが考えられる。

言われているように、この類型の村落が、「磯田理論

における『無家格型』である」⁽⁷⁾とするならば、田曾浦における家格構成とその変化をたどることによって、この浦の社会構造の基本的特徴を知ることができると考えられる。

年齢階梯制村落と同族制村落とは、「対極化し、現実の村落社会の分析の標石たらしめるため」⁽⁷⁾の村落構造の二つの理念型であり、同時に、前者から後者への「転換はありえても、後者から前者への転換」⁽⁷⁾の考えられない性格のものであると言われている。田曾浦の事例によって、この点も併わせて検討を試みたい。

註

- (1) 桜田勝徳「釣漁師、網漁師の村」『水産界』昭和一五年二月。桜田勝徳著作集2「漁民の社会と生活」名著出版昭和五五年六月。
- 伊豆川浅吉「日本鯉漁業史」上 日本常民文化研究所昭和三四年。
- (2) 坂井達朗「漁船経営と親族組織―三重県度会郡南勢町田曾浦の事例―」『文学論叢』四九輯 愛知大学文学会昭和四七年。
- 同「ある遠洋漁村の変化と対応―三重県度会郡田曾浦・昭和四五～五五年―」『史学』第五一卷四号 三田史学会 昭和五七年三月。

同「漁村社会と漁業構造」牧野由朗外編著『東海社会論』東信堂 一九八六年三月。

(3) 明治大学刑事博物館目録第二七号「伊勢国度会郡田曾浦文書」昭和四二年十月(以下「明大刑事博」と略す)。

(4) 三重県度会郡五ヶ所浦 正泉寺 中世古祥道氏保管。旧田曾浦庄屋北村家文書。

(5) 江守五夫「日本村落社会の構造」弘文堂 昭和五一年九月 二二六頁。

(6) 同前 二三四頁。

(7) 同前 五三頁。

(11)

一六世紀後半の田曾浦は、村外から及んでくる歴史的な性格を異にする二つの上級政治権力の支配の谷間に位置し、そのいずれに対しても半ば服従しつつ、かつ一定度の自立性を保持して対応していた。戦国時代の末期にこの共同体のかしらであり、近世を通じて当浦の庄屋として存続した北村家⁽¹⁾に伝承された数通の中世史料⁽²⁾によって、我々はこの浦の中世末の状況について、ある程度の知識をうる事ができる。

この浦に及んだ政治勢力一つは、伊勢国司北畠氏の系

統につながる勢力、就中国司家の被官として五ヶ所浦及び一之瀬(現度会町市場・和井野周辺)に分れて根拠地を持って活躍し、やがて戦国の動乱の中で滅亡する国人、愛洲氏⁽³⁾のそれであり、また愛洲氏と国司家との中間にあり、同氏滅亡の後はこの浦に直接支配を及ぼす様になる「国司家三大将の一」⁽⁴⁾であった田丸氏のそれである。

この浦におおいかかった、もう一つの権力とは、永禄一〇(一五六七)年以来伊勢に進攻し、南北朝時代以来の名族である北畠家を配下に取り込み、やがてはそれを亡ぼして、天下統一に向けて勢力拡大を謀って行く織田氏につながるそれである。ことに信長配下の水軍の将となった、鳥羽に本拠をおく九鬼氏に代表される海上勢力はその典型であった。信長の石山本願寺攻めに際して、その海軍力の中核となって活躍したのは、伊勢・志摩地方の海賊衆を統合編成したものであった。

田曾浦は、北畠と織田という新旧の時代を代表する二つの政治権力の交錯する中であって、そのいずれからも一定の距離をおいた、かなり独立性の高い在地の小武装集団として、戦国末の動乱期を処したと考えられる。以下にその過程を、前述の史料を用いて明らかにしたい。

天文廿年七月五日の日付をもつ治部大輔教忠から北村勘解由左衛門尉に宛てた證文⁽⁵⁾（史料一）は、末尾部分数字が残っているのみの断簡である。治部大輔教忠は五ヶ所浦に本拠をおく愛洲氏の一族であると推定されており、⁽⁶⁾文面から考えて充行状であると思われる、田曾の北村氏が愛洲氏の配下に属していたことが知られる。

約二十年後、天正二年十一月吉日付、梶原与次発給、北村勘解左衛門尉（史料一の勘解由左衛門尉と同一人物か）に宛てた麻布に書かれた過所⁽⁷⁾（史料二）が残っている。文面から、北村氏が田曾と宿両浦を代表し、大崎関を支配しており、「此方」と表現されている、より大きな勢力との妥協・協定が成立したことにより、その勢力の支配下にあった各関所の通行を保証されたことを示している。大崎とは今日の田曾崎のことと考えられ、本文書が布に書かれた所から推して、これが海上交通に関するものであることはほぼ誤りないと思われる。

発給者である梶原与次については知るところがないが、後述する理由によって、信長の嫡男織田信忠の被官であるか、又は田丸氏の奉行人であったと推定しておく。天正二年はあたかも信長が伊勢長島の一揆を制圧した年である。やがて九鬼氏を中心とした伊勢湾の海軍力

階層構成から見た漁村の変容(上)

をもって、熊野灘を東から紀州をおさえ、やがて大坂の海上封鎖を行なうための準備をととのえつつある時期に相当する。いずれにしても北村氏に率いられた田曾の海賊衆はこの時期に織田氏の海軍力の一翼に編入されていたことは想像にかたくない。本文書は、新たに大規模な編成が行なわれつつあった織田の水軍と、在来からの勢力である田丸氏配下の海賊衆との間にとりかわされた合意の結果と考えられないだろうか。

史料三⁽⁸⁾及び史料四⁽⁹⁾は、いずれも靄松なる人物が発給したものであるが、この人物の素性についても全くわかっていない。ただ史料四に「従梶立下之船之義」とあるのは、史料二の梶原与次本人若しくはそれと関連のある人物を指すと判断されるから、靄松は梶原与次の上級権力者であるとも考えられる。「伊勢国司略記」によれば田丸家最後の当主となった三代目直昌は、関ヶ原合戦後「越後へ下り落髪して隣松と号⁽¹⁰⁾」したとあるから、あるいは田丸家は「松」の一字を代々の法名に用いたとも考えられる。靄松が直昌の父左中將具忠であるとしても年代的には不審はない。

他方、梶原与次を織田信忠の被官として考えうるといふ理由は、「信長公記」にしばしば現われる梶原平二

(次)郎(又は平次)という人物のゆえである。殊に卷七、天正二年六月から行なわれた長島攻撃の記述の中で、東から攻略した織田菅九郎(信忠)の御伴衆一九名の中にその名前がみえている。平次と与次との間にどのような関係があるか、明らかにしうる史料が得られないため、単なる想像にとどまるのであるが、その場合霧松は信忠本人であるか、若しくは信忠と与次(平次)との間にある人物ということになる。いずれにしても霧松なる人物の正体を把握することが、すべての疑問を解く鍵であることは明らかである。

史料五は、天正四年、五ヶ所浦に本拠地をもっていた、前述の愛洲氏の最後の当主となった治部大輔が切腹したことを知らせるものと推定されている書状⁽¹¹⁾である。この事件によって田曾浦の勢力に動揺が起きることを予想し、それを未然に防ごうとしている。「其方之御衆なと之儀ニ付自然雑説候共」とは、田曾がそれまでも五ヶ所の勢力によって完全には掌握されていなかった事実を裏書きするものと理解されよう。また「我等かたまたまて御出候ハハ玉丸之御はつをとり申て可進之候」とある所から、発給者は「玉丸」と呼ばれる権力と田曾浦との中間に介在する勢力を代表する者であることがわかる。その

人物として、「田丸中務少輔(直息)の父(直昌)のこ⁽¹²⁾とである」とも考えられているが、差出人の氏名が一之瀬兵部少輔忠弘と明瞭に読めるところから、一之瀬に本拠をもった愛洲氏から同族である五ヶ所の愛洲治部大輔の死に関する情報を知らせ、今後は一之瀬愛洲氏に与力して、田丸の支配から離反しない様に要請したものと理解したい。

この書状が推定されている様に天正四年のものであるとすると、前年の冬織田信雄は田丸の城に入り、それまで田丸にいた中務大輔直昌とその父具忠は、それぞれ岩手と一之瀬に移っているから、玉丸を地名ととれば、「玉丸の御はつ」とは信雄の命令という事になる。しかしそれを氏の名ととれば、愛洲氏の上級の権力である田丸氏を指すと理解することも可能である。ここでは後者をとりたい。

史料六⁽¹³⁾は天正十一(一五八三)年、その田丸氏から田(多)曾の「鉄炮之者」達廿七名に連名で行なわれた宛行状である。恐らくはこの年直息が家督した際に発給されたものである。同年十一月九日付の「玉丸中務直息安堵状」⁽¹⁴⁾が竈方文書にも残っているから、田丸氏はこの時期、この地方一帯を勢力下におさめていたものと考え

られる。

田丸氏はすでに述べた様に「国司家三大将の一」であったが、天正四年「織田殿北畠一家を失ひたまひしに田丸のみはゆるさ⁽¹⁵⁾」れて、その後戦国の動乱の中で劇的な運命をたどることになる。「伊勢国司記略」によれば、はじめ秀吉に従い、さらに蒲生氏郷に付せられて各地を転戦した後、大名にとりたてられて慶長三(一五九八)年、信州松代(四〇、〇〇〇石)に封ぜられ、さらに家康によって美濃岩村に移封された(慶長五年)。戦国の風運に乗じて武家として見事に立身をとげたと言うことができよう。(後述の東京大学史料編纂所架蔵「田丸文書」によれば、同氏は文禄四年六月にすでに秀吉から奥州田村郡の内、守山城付で五〇、五〇〇石の宛行状をえている)しかし、同年の関ヶ原合戦において西軍石田方に味方したことは決定的な失敗であった。その結果所領を失なつて故郷伊勢に落ちのび、越後に流される。その後蒲生氏をたよつて会津から伊予松山と転々し、蒲生氏除封の後には加賀前田家に仕えて数代の後(享保年間)になつて微禄の幕臣となつたと言われている。⁽¹⁶⁾

「伊勢国司記略」は以上の過程を、田丸直昌、嫡子兵庫(左兵衛尉直茂)、季子主膳及びその子孫の事蹟とし

て述べており、田曾や竈方の文書にみられる田丸中務直息については一言もふれていないのは疑問である。他に徴すべき史料のないまま、ここでは一応疑問として後証に残したい。⁽¹⁷⁾

田曾浦の鉄砲衆も含めて、この地方の農漁村から出て、田丸家に附属して奥州・信州・美濃と各地を転々した侍があつたことは想像に難くない。関ヶ原役の後、「直昌も力なく十月十日に城を出で、跡の諸事申さんために」残した二名の家臣は「郎党曾田安兵衛向井新十郎」と言われている。⁽¹⁸⁾また蒲生秀行が慶長六年、会津に封ぜられた際に、「隣松(直昌の法名)には妻の姪なれば、將軍家へ願ひて御ゆるしを蒙り、嫡子兵庫をば秀行をたのみて会津へ遣し」た時に「相従ふ侍には長(重丸)臣早川三左衛門と云者の弟鹿川三四郎、向井新十郎が弟同金十郎、同新左衛門等十餘人⁽¹⁹⁾」と伝えている。

これに対して田丸氏と同様にこの地方の国人から出發したとは言え九鬼氏の行なつた動乱の時勢への対処の仕方には瞠目すべきものがあつた。同氏中興の祖と言われ嘉隆は織田氏に見参してその麾下に属し、天正二年の長嶋攻め、同六年の雑賀攻め、本願寺攻めに功を立てて伊勢志摩両国の内で三五、〇〇〇石の大名に成長した。

信長の死後は秀吉に従って、文禄の役では大船日本丸に座乗して活躍、感状を授けられている。

嘉隆はその後慶長二年致仕して家督を守隆にゆづったが、同五年関ヶ原役には石田方に味方した。守隆はその時、上杉征伐の途上にあつた家康に供していたため当然東軍につき、父子で戦わなければならなくなる。結局嘉隆は自殺することになったが、守隆は功を賞せられて五五、〇〇〇石に加増された。戦国武士の習として、親子兄弟が分れ争うことは驚くにはあたらないが、家存続の危機を父親の自殺をもって乗り切った悲劇は、近世大名としての九鬼氏の運命を開いたと言えよう。

九鬼氏のその後は、しかし必ずしも幸運であつたとは言えない。守隆の子供の代になって寛永年間、家督争いからお家騒動が起り、そのため九鬼家は二つに分れて、鳥羽から撰津三田と丹波綾部とへ分封されることになったからである。

この二つの系譜の内で寛永九年、撰津三田三六、〇〇〇石に封ぜられた久隆(隆尚)を初代とする九鬼家には「九鬼家臣由緒書」(寛文一一年)⁽²⁰⁾が残されている。この文書は、家臣の家を、その出自に従って、「伊賀衆」、「北伊勢衆」、「志摩衆」、「関殿衆」⁽²¹⁾などに類別してい

るが、その内に「田丸衆」と註された一群のものがある。

向井新左衛門、村山与助、早川三左衛門、浦口勘兵衛、同四郎右衛門の五名がそれであるが、彼らの内で向井新左衛門と村山与助の二名は最も早い時点で召し抱えられており、未だ九鬼氏が二家に分れる以前鳥羽時代に作製された「慶長九年志摩鳥羽九鬼長門守五万六千石家中分限帳」⁽²²⁾にもすでに名前が見られる。両者とも「守隆公御代」の召抱とあり、長門守守隆の家督は慶長二年のことであるから、恐らくは関ヶ原合戦以後、慶長九年迄の間のいずれかの時点で召出されたものであろう。

また早川三左衛門と浦口勘兵衛、同四郎右衛門の三名は慶長の分限帳には名前がみらず、浦口兄弟の父・弥右衛門には「勢州岩手ノ生レ、田丸殿家臣後牢人ト成リ志州ニ住ス」と註記されており勘兵衛は「守隆公ヨリ大坂陣後初知百五十石ヲ給ル」とある。

これらの人々の外にも「元大坂落人ノ内ヨリ撰テ」と記載されている者もあり、大坂の陣の後、豊臣方からも召抱えられたケースのあったことが知られる。

いずれにしてもさきに「伊勢国司記略」に田丸家の家臣として名前のあつた向井新十郎と早川三左衛門の二名

第1表 <文禄3年検地の所持高名寄せ>

名 前	屋 敷	上 田	中 田	下 田	計	上 畑	中 畑	下 畑	計	総 計	内 荒	備考	
1 衛門大 夫		(1) 2.4.0		(1) 0.1.1	(2) 2.5.1		(3) 8.8.4	(2) 3.2.1	(5) 1.2.0.5	(7) 1.4.5.6			
2 川烟(河 烟)	(1)	(2) 7.0.0	(1) 1.7.3.4	(2) 2.0.6	(5) 2.6.4.0	(1) 2.6.4	(2) 1.2.1.7		(3) 1.4.8.1	(8) 4.1.2.1	0.9.6	鉄	
3 か金 二 衛		(3) 7.2.5			(3) 7.2.5				(1) 4.8	(3) 7.2.5			
4 九右 衛		(2) 8.3.0			(2) 8.3.0		(2) 8.3.4		(2) 8.3.4	(4) 1.6.6.4			
6 喜三 郎		(4) 2.2.1.0	(1) 3.9.0		(5) 2.6.0.0		(5) 5.9.5		(5) 5.9.5	(10) 3.1.9.5		鉄	
7 喜三 郎		(3) 2.1.7.5	(1) 6.9.4	(2) 7.3.0	(7) 7.3.0	(2) 6.0.8		(2) 3.1.8	(4) 9.2.6	(6) 1.6.5.6	0.5.4	鉄	
8 源三 郎		(1) 7.6.0			(1) 7.6.0		(2) 1.7.3.0	(1) 1.5.0	(1) 1.5.0	(5) 3.0.1.9			
9 源四 郎			(1) 5.2.0		(1) 5.2.0		(1) 4.0		(2) 1.7.3.0	(3) 2.4.9.0		鉄	
10 源四 郎								(1) 4.0	(2) 4.0	(2) 5.6.0			
11 源七 門	(1)	2.2.0				(1) 6.8			(1) 6.8	(2) 2.8.8			
12 源左 衛				(1) 4.9.5	(1) 4.9.5	(1) 3.0.8			(1) 3.0.8	(2) 8.0.3		鉄	
13 源八 郎				(1) 4.0.3	(1) 4.0.3				(3) 6.1.6	(3) 6.1.6			
14 源五 郎	(1)	1.6.8	(3) 1.9.4.0	(2) 1.1.0	(5) 2.0.5.0		(1) 2.0.0		(1) 2.0.0	(6) 2.4.1.9	(2) 2.5.5		
16 五右 衛		(1) 5.4.0			(1) 5.4.0			(1) 1.6	(1) 1.6	(2) 5.5.6			
17 小小 四 郎		(1) 1.7.5	(2) 1.0.8.8		(3) 1.2.6.3		(1) 5.3.0	(4) 2.9.2	(5) 8.2.2	(8) 2.0.8.5	(1) 3.2		
18 小小 三 郎		(1) 5.6.5			(1) 5.6.5				(1) 5.6.5	(1) 5.6.5			
19 三郎 兵 衛	(1)	2.2.0	(1) 1.9.2.0	(1) 3.4.8	(2) 6.2.0	(4) 2.8.8.8	(1) 4.3.2	(1) 3.3.4	(2) 7.6.6	(2) 7.6.6			
20 三郎 兵 衛	(1)	2.2.0	(1) 1.9.2.0	(1) 1.4.7.4	(3) 2.6.5.4	(2) 6.9.2			(2) 6.9.2	(6) 3.6.6.6			
21 左才 吉 道	(1)	3.2.0	(2) 1.1.8.0	(1) 6.9.4	(1) 6.9.4				(1) 6.9.4	(1) 6.9.4			
22 小入 三 郎	(1)	9.6							(1) 9.6	(1) 9.6			
24 甚三 郎	(2)	2.2.8							(2) 2.2.8	(2) 2.2.8		鉄	
25 甚三 郎	(1)	1.4.4	(1) 1.0.8.0		(1) 1.0.8.0	(2) 3.3.6	(1) 2.9.4		(3) 6.3.0	(5) 1.8.5.4		鉄	
26 新左 衛 門	(1)	(5) 2.9.5.0		(2) 4.7.7	(7) 3.4.2.7	(1) 1.2.0	(1) 1.6.0	(1) 3.2.0	(3) 6.0.0	(10) 4.0.2.7	(1) 3.2.0	鉄	
27 七郎 左 衛	(1)	2.7.2	(1) 1.2.0		(1) 1.2.0	(2) 1.2.0.8	(3) 8.8.4		(5) 2.0.9.2	(7) 2.4.8.4			
28 七郎 左 衛	(1)	8.8			(1) 8.8	(1) 3.6.0	(1) 3.6.0	(1) 1.7.2	(3) 8.9.2	(4) 9.8.0			
29 九郎 兵 衛	(1)	2.0.0	(2) 9.4.0	(1) 4.1.6	(3) 1.3.5.6	(3) 1.0.3.4	(1) 2.7	(1) 4.8	(4) 1.0.8.2	(8) 2.6.3.8	(1) 4.8		
30 甚八 郎	(1)	1.9.2		(2) 1.5.0	(2) 1.5.0	(2) 1.7.0.0	(1) 2.7		(3) 1.7.2.7	(6) 2.0.6.9	(1) 1.0.5		
31 甚七 郎	(1)	6.4	(1) 8.0.0	(6) 1.4.5.3	(7) 2.2.5.3	(1) 3.5.0	(3) 4.6.8	(4) 8.1.8	(12) 3.1.3.5	(1) 1.1.0			
32 甚七 太 郎	(1)	9.6	(1) 1.5.6.0		(1) 1.5.6.0	(4) 7.6.8	(1) 3.5	(5) 8.0.3	(7) 2.4.5.9				
33 小右 衛 門	(1)	(2) 1.2.1.5			(2) 1.2.1.5		(2) 9.8.4	(3) 6.0	(5) 1.0.4.4	(7) 2.2.5.9			
34 志四 郎	(1)	3.6.4			(1) 3.6.4	(1) 1.3.4.4	(1) 3.4.0	(2) 1.6.8.4	(3) 2.0.4.8				
35 志四 郎	(1)	(1) 3.6.0			(1) 3.6.0	(1) 1.8.4	(2) 1.8.4	(1) 1.8.4	(2) 5.4.4				
36 小介 兵 衛	(1)	1.4.7	(4) 3.8.5.0	(3) 2.1.0.2	(2) 1.0.3	(9) 6.0.5.5	(2) 1.4.9.6	(1) 7	(3) 5.0.6	(1) 5.0.6	(1) 5.0.6		
37 小介 兵 衛	(1)	2.6.4					(1) 4.8.0		(6) 1.7.3.0	(16) 7.9.3.2			
38 善三 郎	(1)		(1) 1.3.2.6	(1) 2.2.0	(2) 1.5.4.6	(1) 1.6.8		(2) 1.2.8	(3) 4.8.0	(2) 7.4.4			
39 善三 郎	(1)	1.5.6	(1) 1.5.1.0	(2) 1.6.5.2	(3) 3.1.6.2	(1) 1.4.4	(1) 6.2.0	(1) 8.0.0	(3) 1.5.6.4	(7) 4.7.2.6		鉄	
41 善三 郎	(1)	1.9.6	(1) 8.5.0	(1) 1.1.0	(2) 9.6.0				(3) 1.1.5.6				
42 善右 衛 門	(1)	8.0	(3) 1.8.6.7		(3) 1.8.6.7	(1) 4.6.9	(3) 7.5.2	(4) 1.2.2.1	(8) 3.1.6.8			鉄	
43 善吉 郎	(1)	(2) 2.0.1.0			(2) 2.0.1.0	(1) 4.0	(3) 8.1.0	(4) 8.5.0	(6) 2.8.6.0	(1) 2.0.0			
44 善八 太 郎	(1)	1.6.8	(1) 6.0.8		(1) 6.0.8	(1) 7.1.7	(2) 1.9.2	(3) 9.0.9	(5) 1.6.8.5				
45 善八 太 郎	(1)	8.0						(1) 8.0					
46 善五 三 郎		(5) 2.8.8.0	(2) 1.3.3.9		(7) 4.2.1.9	(2) 1.8.1		(1) 2.4	(1) 2.4	(1) 2.4			
47 宗三 郎	(1)	1.9.2	(2) 7.8.5	(1) 2.8.2	(3) 1.0.6.7		(1) 3.4.7	(1) 2.4.0	(3) 4.2.1	(10) 4.6.4.0	(1) 2.4.0	鉄	
48 宗三 郎	(1)	7.2	(3) 2.8.2.5		(1) 1.6.5	(4) 2.9.9.0	(1) 4.8	(2) 2.7.0	(9) 2.3.3.0	(12) 2.6.4.8	(17) 5.7.1.0	(3) 5.0.7	鉄
49 宗介 親	(1)	2.1.6						(1) 2.1.6					
51 宗介 (惣)	(1)	1.2.0	(2) 9.0.0	(2) 1.8.5.9	(1) 1.9.8	(5) 2.9.5.7	(2) 9.9.4	(1) 8.6	(3) 1.0.8.0	(9) 4.1.5.7		鉄	
52 宗介 (惣)	(1)	1.2.0						(1) 1.6.0	(1) 1.6.0	(1) 1.6.0	(1) 1.6.0		
53 徳女 郎	(1)		(1) 1.3.0	(5) 6.8.3	(6) 8.1.3	(3) 7.6.2	(3) 2.7.8.0	(6) 3.5.4.2	(12) 4.3.5.5	(3) 2.5.7.0		鉄	
54 彦三 郎	(1)	1.4.0	(2) 1.2.1.5		(2) 1.2.1.5		(3) 1.5.0	(1) 2.7	(4) 1.7.7	(7) 1.5.3.2			
55 彦三 郎	(1)	2.4.0	(3) 3.0.7.3		(3) 3.0.7.3	(1) 8.4.0	(6) 7.6.2	(2) 4.8.3	(9) 2.0.8.5	(13) 5.3.9.8	(1) 2.4.0		
56 又右 衛 門	(1)	4.8		(5) 1.4.3.3	(5) 1.4.3.3	(1) 1.4.0	(3) 1.0.5.1	(1) 4.1.6	(5) 1.6.0.7	(11) 3.0.8.8	(3) 1.3.2.7		
57 孫左 八 郎	(1)	(2) 6.8.5	(1) 1.8	(1) 1.1.0	(4) 8.1.3			(4) 8.1.3				鉄	
58 弥三 郎	(1)	1.9.2	(1) 1.0.0.0	(2) 8.7.1	(4) 5.2.0	(7) 2.3.9.1	(5) 1.0.5.1	(3) 3.5.0	(8) 1.4.0.1	(16) 3.9.8.4	(3) 4.4.0	鉄	
59 弥三 郎	(1)	5.2	(1) 1.7.5.0	(2) 4.4.7	(3) 2.1.9.7	(3) 4.2.0	(1) 3.1.0	(4) 7.3.0	(8) 2.9.7.9	(1) 4.4		鉄	
60 弥三 郎	(1)	2.4.0	(3) 2.4.5.5		(3) 2.4.5.5	(1) 1.1.2	(2) 2.1.0	(3) 2.4.1	(6) 5.6.3	(10) 3.2.5.8	(3) 4.1.4		
61 弥三 郎	(1)					(1) 2.0.0		(1) 2.0.0	(1) 2.0.0	(1) 2.0.0			
62 弥三 郎	(1)					(1) 2.4.0		(1) 2.4.0	(1) 2.4.0	(1) 2.4.0			
63 山九 郎		(2) 1.5.9.0			(2) 1.5.9.0	(1) 3.5.0	(1) 6	(1) 1.6.0	(1) 1.6.0	(1) 1.6.0			
64 与二 郎		(1) 1.7.5			(1) 1.7.5				(1) 1.7.5			鉄	
66 与六 八 郎	(1)	2.1.6	(3) 2.2.3.5	(1) 2.6.0	(2) 3.6.7	(6) 2.8.6.2	(2) 3.9.6	(1) 1.3.4	(2) 2.6.2	(5) 7.9.2	(12) 3.8.7.0	(1) 3.7	鉄
67 与六 八 郎	(1)	(1) 8.8.5	(1) 1.1.7.0		(2) 2.0.5.5	(1) 5.6	(2) 5.6.7	(2) 5.6.7	(3) 6.2.3	(5) 2.6.7.8		鉄	
68 与五 三 郎	(1)	(2) 1.3.7.0	(1) 2.6.0	(1) 3.9.0	(4) 2.0.2.0	(1) 1.1.1.2		(1) 1.1.1.2	(5) 3.1.3.2	(1) 2.6.0		鉄	
69 与五 三 郎	(1)	1.5.6	(6) 4.5.9.5	(2) 9.3.8	(3) 5.4.3	(11) 6.0.7.6	(2) 6.9.2	(3) 7.4.7	(7) 2.1.8.7	(14) 8.4.1.9		鉄	
70 与五 三 郎	(1)	2.2.4						(1) 6.2	(1) 6.2	(2) 2.8.6			
71 露庵	(1)												

(註) 単位は石・斗・升・合 ()内の数字は筆数を示す。

備考の「鉄」は鉄砲衆の一人と見られる者を示す。

は、若し同名異人でなければ、田丸家滅亡の後には早々と九鬼氏に召抱えられたと考えることができる。

史料六に名前をつらねた廿七名の田曾浦の鉄砲衆の場合はどうかであらうか。この宛行状の発給された十一年後、文禄三年に行なわれた検地帳の寛永年間に作られた写しが残っている。⁽²³⁾これは途中に落丁があり、表紙に「紙数五十枚」と書かれている中から二九枚、筆数三九五、名請人七一人分が残ったものであるが、末尾の集計部分が残っており、それによって村高二四九石八斗五升であることが知られる。残存部分の石高の合計は一四八石六斗一升であるから、散佚したのは全体の約四〇パーセントに相当する部分であったと推定できる。

この検地帳の残存部分を名寄せした結果は第一表であるが、その中に史料六の「鉄砲之者」と同一の名前は八名現われており、名請人の中に見当らぬのは九名（約三三パーセント）である。史料六と検地帳とは全く別の原理で作製せられたと考えられるから、この九人の名前内多くの部分が、散佚した四〇パーセントの内に現われていたであろうと想像することが可能である。つまり彼ら鉄砲衆の大部分は、近世初頭の検地に際しては農民として把握されていると考えることができるのである。

秀吉による天下統一が完成するこの時期は、言うまでもなく、他方で兵農分離政策が推し進められる過程でもある。だから天正一八年、田丸家が会津に封ぜられた蒲生氏に附属して遠く奥州に赴いたとき、この浦の鉄砲衆の中でそれに付き従った者の数は決して多くはなかったものと考えられる。彼らの多くはこの浦に残って武装を解除され、以後は百姓身分として半農半漁の生活を送ることになったのであらう。

彼ら鉄砲衆の頭目であった北村氏の場合も、以後江戸時代を通じてこの浦の庄屋を勤め、紀州藩から「地土」の身分を与えられているにとどまる。強いて可能性を考えれば、前掲史料二に、北村とともに助左衛門尉の跡職を扶持されている浦口弥(之)助である。これは前掲の「九鬼家臣由緒言」にある浦口弥右衛門と関係のある人物、恐らくはその父親であることも考えられる。もしこの推測が正しければ、田曾出身の田丸家々臣として早く故郷を出て城下に近い岩手(現玉城町岩出地区)に移り住んでおり、天正の初年には未だ田曾に所領を恩給されるだけの縁故を保っていたものの、やがては田丸氏と共に遠く各地を転戦し、主家滅亡の後、孫の代になって九鬼氏に召出されたということになる。

註

(1) 「元禄十四年巳正月御改地土姓名」(「南紀徳川史」卷之百六 同刊行会 昭和七年八月 第十一册 七三八頁)及び「慶應三年以後廢藩當時之名簿」と推定されている「勢州三領地土姓名」(「南紀徳川史」卷之百七 同前七九一頁)には、いづれも田曾浦の項に北村三右衛門一名のみをあげている。

なお「勢国見聞集」(卷十三)(内閣文庫架蔵)は、『尾州清洲沙汰』として、寛永中、紀領になった際、書上げの旧家の中に「田曾村 山本三十郎」としている。北村家の当主は近世には三右衛門と名乗る例が多かったが、他に三右衛門、三十郎、十三郎とも名乗った例がみられ、寛永年間にも三十郎があったところから判断して、この「山本三十郎」は「北村三十郎」の訛伝ではないかと考えられる。尚第三章の註(1)をも参照されたい。

(2) 五ヶ所浦正泉寺保管。

(3) 中世古祥道「伊勢愛洲氏の研究」三重県郷土資料刊行会 昭和五〇年。

(4) 斎藤徳蔵「伊勢国司記略」拙堂会 昭和八年。同復刊本 三重県郷土資料刊行会 昭和五一年 三三四頁。

(5) (史料一)
「(前欠)

□奪之儀存知之上
永々不可有相違者

也為後日證状

如件

天文廿年 治部大輔

七月五日 教忠(花押)

北村勘解由左衛門尉殿

(6) 中世古前掲書 七〇頁

(7) (史料二)

「大崎関

田曾宿此方申合

候間於諸関別儀

有間敷仍如件

梶原与次

天正二年十一月吉日

(花押)

北村勘解左衛門尉殿

参

(8) (史料三)

「助左衛門尉跡職浦口弥之助仁

被成御扶持候并藤八跡職

北村勘解由左衛門尉仁被成御扶持候

永代不可有相違候猶船瀬石見守

林左馬允兩人被仰聞候

恐々謹言

天正三乙亥

十一月廿八日 靄松印

北村勘解由左衛門尉殿

浦口弥助殿

(9) (史料四)

「警固代官之儀委細

被申候前々之任筋目從

梶立下之船之儀無別儀

被返置候上者不可有相違候

猶舟石林左被仰聞候也

謹言

天正四

七月三日

靄松印

北村宮内丞殿

(10) 前掲復刊本 三四二頁。

(11) (史料五)

尚々若キ衆い

つれへも此よし

御意見可被下候

五ヶ所治部大輔殿はら

をきらせ被申候然ハ

其方之御衆など之

儀ニ付自然雜説候共

階層構成から見た漁村の変容(上)

少茂別儀有間敷候

我等ニまかせおかれ

御きやうてん有間

敷候もしく何方

より物言申候者我等

かたまた御出候ハハ

玉丸之御はつをとり

申て可進之候

恐々謹言

一ノ瀬兵部少輔

二月六日

忠弘(花押)

北村主計丞殿

たそ

同 彦兵衛殿

同 源八郎殿

同 殿

(12) 中世古 前掲書 八二頁。

(13) (史料六)

「於多曾之郷

式拾六貫之分

宛行畢全

可致領知之旨

右如件

六五 (五七七)

玉丸中務 直息 (花押)

天正十一癸未

十二月廿四日

多曾鉄炮之者

源三郎

与吉

七郎衛門

与左衛門

甚三郎

喜三郎

善助

吉蔵

新二郎

助二郎

又六

源二郎

甚六郎

善四郎

彦兵衛

木之下 源三郎

孫八郎

弥二郎

宗二郎

善衛門

彦左衛門

河はた

源左衛門

宗三郎

彦二郎

宗助

宗八

廿七人

已上

(14) 村田米吉編著「南伊勢竈方古文書資料集」三重県郷土

資料刊行会 昭和四十年 一五頁。

(15) 斎藤 前掲書 三四一頁。

(16) 「新訂寛政重修諸家譜」卷第千三百十一

(17) 東京大学史料編纂所は「田丸文書」として天文から慶

長にかけての一〇点の文書(加賀能美郡牧村北畠秀順氏所蔵の影写本)を架蔵している。この内に叙任に関する口宣案が二通あり、その一は天文廿二年三月廿日の宣旨で正五位下源具忠が従四位下に、他は慶長元年十二月十三日の宣旨で豊臣直昌が従五位下に叙されている。「伊勢国司記略」は「北畠系図」・「兵家茶話」が田丸氏の祖を国司北畠政郷の四男具忠としているのに対して「国司家は政郷の子より数ふるに材親、晴具、具教、具房と天正年中迄四代に及べり。然るに田丸家は僅に具忠・直昌二代あるのみ」等々の疑問を提起し、「されば北畠系図、

兵家茶話に具忠の上一代を脱したるを知るべし」として、「北畠物語」、「勢陽雜記」に名のある弾正少弼頭晴を「これ政郷の四男具忠の父たること疑ひなし」(三重県郷土資料刊行会本三三三〜四頁)としている。

しかし「田丸文書」中の二通の口宣案の年代を考えると、その間隔は四三年間あり、「伊勢国司記略」が父子とした具忠と直昌の間にもう一代入ると考えても不自然ではない。その場合天正十一年の日付をもつ田曾の鉄砲衆に対する宛行状や前述の竈方文書の発給者である田丸中務直息が考えられるが、この一〇点の文書の中にも彼の存在を示すものは何も見出しえないため、これは単なる想像の域を出るものではない。

(18) 斎藤 前掲書 三四一頁。

(19) 同前 三四二〜三頁。

(20) 兵庫県三田市三田学園高校蔵。

(21) 「関殿衆」とは氏郷の姉の婿であり、田丸と同様に「二人ハ後ニ氏郷ノ与力テ有シカ其後ハ將軍家へ直参シテ過分ノ所領ヲ給リケリ」(「蒲生記」上巻 内閣文庫架蔵)と言われている関長門守一政のことと考えられる。関氏は田丸氏と同様に、天正十二年氏郷が伊勢松ヶ崎に封ぜられた時にその与力として付けられ、以後氏郷に従って東北に転戦し、慶長三年大名として信濃飯山(三〇、〇〇〇石)に封ぜられ、美濃多羅(三〇、〇〇〇石)伊勢亀山(五〇、〇〇〇石)を経て、伯耆黒坂(五〇、〇〇〇石)に封せられ、同地で元和四年に除封になる。田丸氏と同様に、この地方の国人層の一人として戦国の動乱に乗じてよく大名にまで成長したのであったが、結局領地を召し上げられることになった。その家臣の内のある部分が故郷の伊勢に帰り改めて九鬼氏に臣従したものであろう。

(22) 三重県鳥羽市立図書館蔵。

尚(19)(21)の史料は大阪市北区浪花町七十一中谷一正先生の御好意により所在を知り使用することができた。附記して御礼申し上げたい。

(23) 徳川林政史研究所蔵。